

市第 196 号議案

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の一部改正

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の土地の取得又は処分について適用し、同日前の土地の取得又は処分については、なお従前の例による。

提 案 理 由

市議会の議決に付さなければならない土地の取得又は処分の面積

を引き下げるため、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 100,000,000 円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が一件 $\frac{10,000}{20,000}$ 平方メートル以上のもにに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。